平成２１年（フ）第６５号
愛媛県八幡浜市五反田１番耕地17番地５
債務者　芝　恵利花
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第８０３号
栃木県宇都宮市西川田町1001番地39
債務者　井上　　眞
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産終結

平成１５年（フ）第２１６号
山形県鶴岡市藤浪４丁目105番地２、破産開始決定時の住所山形県東田川郡藤島町藤浪４丁目105番地２
破産者　株式会社太田土建
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成１５年（フ）第２１７号
山形県鶴岡市藤浪４丁目105番地２、破産開始決定時の住所山形県東田川郡藤島町藤浪４丁目105番地２
破産者　株式会社オオタ総販
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第９９号
山口県萩市大字山田4074番地の４
破産者　萩レンタカー株式会社
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所萩支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６２４号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3018番地５
破産者　仲光　祐司
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１４１５号
熊本市八幡９丁目６番26号ヴィンセント202号、旧住所熊本市白藤２丁目３番81―205号
破産者　井上　由紀
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２２９号
熊本市田井島２丁目８番21―201号、前住所熊本市田井島３丁目９番10号
破産者　西村　惠子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２５６号
熊本市京町２丁目12番45―605号
破産者　井上　　勲
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第８３号
山口県宇部市大字中野開作239番地３、開始決定時の住所山口県宇部市大字西万倉583―２
破産者　縄田　賢治
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０５７号
福岡県太宰府市五条２―20―32　ソルベルデ五条402、破産手続開始決定時の住所福岡市南区柏原３丁目１番12－１号
破産者　深堀　　孝
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４５６号
熊本県菊池市泗水町吉富205番地38　コンフォート1996Ａ棟101号
破産者　中島　里花
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第３４２号
山口県山陽小野田市旭町１－６－25　レオパレスセジュール205号、住民票上の住所山口市秋穂東7377番地
破産者　緒方　由美
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２０年（フ）第１１８１号
熊本県人吉市上永野町1034番地
破産者　加藤　修一
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第２２０号
大分市南春日町６番45―707号アドバンス21ブレスティア南春日
破産者　後藤　斉美
1　決定年月日　平成21年12月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５１号
愛媛県今治市山路343番地
破産者　真部　久徳（旧姓眞部）
1　決定年月日　平成21年12月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部